



監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定に基づき執行した定期監査等の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月20日

沼田市監査委員 荒井 静雄
同 戸部 博

1 監査の期日

令和7年1月27日から1月31日まで

2 監査の場所

テラス沼田 5階 第1委員会室、南郷温泉しゃくなげの湯ほか

3 監査を執行した監査委員

荒井 静雄、戸部 博

4 監査の対象

総務部、経済部、会計局、議会事務局、教育部の各課における令和6年度予算に係る財務関係事務及び事務事業の執行状況並びに公の施設に係る指定管理者による施設の運営状況及び経理状況

5 監査の方法

- (1) 監査対象各課から提出を求めた帳票及び調書、抽出した業務委託及び請負工事について、担当職員から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿類及び関係文書類を調査し、財務関係事務及び事務事業を経済性・効率性・有効性の視点から適法に執行されているかを主眼に監査した。
- (2) 公の施設に係る指定管理については、本市が施設管理を指定している施設の中から2施設を抽出し、管理を行わせる団体の指定が、法・条例等に従い適正に行われているかなど所管課から説明を受け、併せて現況を聴取するとともに、関係書類を確認した。

また、指定管理者が管理する市有施設が適切に管理されているかを確認するため、管理・運営状況及び経理状況に係る説明を受け、併せて現況を聴取するとともに、関係書類を確認した。

6 監査の概要

- (1) 各課の一般会計予算の執行状況について

総務部、経済部、会計局、議会事務局、教育部の各課における一般会計予算の令和6年12月末現在での執行状況は、別表のとおりである。

- (2) 公の施設に係る指定管理の状況について

ア 指定管理者の名称

- 株式会社 利根町振興公社
- イ 指定管理施設の名称
南郷温泉しゃくなげの湯及び沼田市利根南部総合交流促進施設
- ウ 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
(当初指定年度：平成 21 年度)
- エ 指定管理の範囲
(ア) 管理施設の利用に関する業務
(イ) 管理物件の維持管理に関する業務
(ウ) 利用者サービスに関する業務
(エ) 利用促進に関する業務
(オ) 安全対策業務
(カ) 報告等業務
(キ) その他市長が定める業務
- オ 指定管理の目的
施設の管理に関して、指定管理者の民間事業者たる能力を活用しつつ、利用者等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の増進を図ることを目的とする。
- カ 指定管理料
6,000,000 円 (令和 6 年度)

7 監査の結果

(1) 総務部、経済部、会計局、議会事務局、教育部の各課における財務関係事務及び事務事業の執行状況について

財務事務等の執行については、おおむね適正に執行されているものと認めただが、以下については、今後の事務執行に当たって留意されたい。

ア 本市の財政状況は、市税収入が前年同期と比較して減少しており、依然として国庫及び県支出金、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況である。しかし、このような状況下にあっても公共施設や道路・橋りょうなどのインフラ資産の整備・改修の実施、市民ニーズへの対応など行政需要に応じていく必要があることから、財源の確保とともに経常経費の削減、重点的事業の選択や公共施設の整理・統合など効率的な財政運営は不可欠である。今後も事務事業の適正な執行に加え、経済性、効率性及び有効性を常に意識しつつ、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立に向けて、更なる効率的財政運営を推進するとともに、より一層の行財政改革に取り組まされたい。

イ 事務事業の委託及び工事の随意契約については、契約の透明性確保の観点から、随意契約理由及び相手が特定される場合は、その選定理由を明記するなど地方自治法及び沼田市契約規則（以下、「契約規則」という。）に基づく事務処理がおおむね適正に行われていたが、一部において、簡素化された事務処理を行っているものが見受けられた。随意契約については、契約検査課から示されているガイドラインを参考に、契約規則及び事務取扱規程に則った事務処理に努めるとともに内部のチェック体制の充実についても検討されたい。また、起案文書の処理に関して、令和 5 年度に導入された文書管理システムの習熟に努められたい。

ウ 財務関係事務及び事務事業の執行に当たっては、要綱、要領、業務マニ

マニュアルに沿った適切な事務の実施を心掛けるとともに、常に管理者としての注意義務と説明責任の重要性を認識して職務遂行に努められたい。また、伝票処理において調定誤りや請求書の徴収漏れが見受けられたので、財務規則に従い、適切な事務処理に留意されたい。

(2) 公の施設に係る指定管理について

南郷温泉しゃくなげの湯及び沼田市利根南部総合交流促進施設の施設管理については、関係法令、協定書等に沿っておおむね適正に管理、運営されていると認められたが、以下について今後の事務執行に当たって留意されたい。

ア 安全管理の状況については、安全管理マニュアルが未整備であったので、既存の災害対策マニュアル及び緊急対応マニュアルとも関連付けた上で、早急に総合的な安全管理マニュアルを整備されたい。また、防災訓練等は適正に実施されており問題はなかった。本施設の利用者は、比較的高齢者が多いことから、急病者や事故等に注意し、非常時に備えられたい。

イ 施設及び備品については、業者委託による定期点検や職員による日常点検の実施により適切な維持管理に努めていた。当該施設は経年劣化に伴って修繕箇所も多くなっているが、常に施設内の危険箇所を点検し、発見時には早期に対応し、利用者が安全で快適に利用できるよう引き続き努力されたい。

ウ 今後においても、利用者の安全に配慮するとともに利用者サービスの向上を図り、指定管理の目的である地域福祉が一層増進されるよう管理運営に努められたい。